

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第二条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)の一部を次のように改正する。

第三十六条第二項第一号中「の免許若しくは許可」、「若しくは無償旅客自動車運送事業の届出をし」及び「又は届出事項」を削る。

(道路管理者の意見聴取に関する省令の一部改正)

第三条 道路管理者の意見聴取に関する省令(昭和二十六年運輸省令第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「免許申請書」を「許可申請書」に、「自動車の大きさ又は」を「路線の新設に係る事業計画の変更又は自動車の大きさ若しくは」に改め、「変更であつて、」の下に「国土交通大臣又は」を加える。

第三条第一項中「免許申請書」を「許可申請書」に、「免許申請書等」を「許可申請書等」に改める。

(自動車道事業規則の一部改正)

第四条 自動車道事業規則(昭和二十六年運輸省令第二号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「第七十二条において準用する法第三十五条第一項」を「第七十条の二第一項」に改める。

第二十九条第一項中「第七十二条において準用する法第三十八条第一項」を「第七十条の三第一項」に改める。

第三十条第一項中「第七十二条において準用する法第三十九条第一項」を「第七十条の四第一項」に改める。

第三十五条中「第九十四条第四項」を「第九十四条第六項」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第35条関係)

(表)	
第 号	ト メ ー ト ル 6.5 セ ン チ メ ー ト ル
官職	
氏名	
道路運送法第94条第6項の規定による	
職 員 証	
年 月 日発行	
年 月 日限り有効	
国土交通大臣 回	
9センチメートル	
(裏)	
(道路運送法抜すい) 第94条 3 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして自動車、自動車の所在する場所又は道路運送事業者その他自動車を所有し、若しくは使用する者若しくはこれらの者の組織する団体の事務所その他の事業場(道路運送事業又は自動車の管理に係るものに限る。)に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 4 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員をして指定試験機関の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。 5 国土交通大臣は、自動車による輸送の実情の調査を行うため特に必要があると認めるときは、その職員をして、当該調査のため必要な限度において、道路を通行する自動車の運転者に対し一時当該自動車を停止することを求め、及び運転者又はその補助者に輸送の経路、貨物の種類その他の事項を質問させることができる。 6 前3項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 7 第3項から第5項までの権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 第98条 次の各号の一に該当する者は、100万円以下の罰金に処する。 (17) 第94条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者 第98条の2 次の各号の一に該当するときは、その違反行為をした指定試験機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。 (4) 第94条第4項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。	13センチメートル
9センチメートル	